# 第2期蒲郡市子ども・子育て支援事業計画に関する 中間年の見直しの検討について

#### 1 蒲郡市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき市町村で策定する5か年計画

第1期 平成27年3月~令和2年2月(平成30年3月中間見直し)

第2期 令和2年3月~令和7年2月

#### 2 中間年の見直しについて

内閣府の基本指針において、「市町村は、教育・保育の給付認定の状況を踏まえ、<u>計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見</u>直しを行うこと」とされている。

この指針を受け、内閣府は令和4年3月18日に「第2期市町村子ども・子育て支援 事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」を発出した。

この考え方では、<u>教育・保育の給付認定区分ごとに実績値が計画における量の見込みよりも10%以上の乖離があるときは、原則として見直しが必要とされている。</u>また、教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の見直しを行う、とされている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に留意する必要があるため、令和2年度との 比較も行う。新型コロナの影響で平常時の実績の想定が困難で、現時点で見直しが必要 かの判断ができない場合は、令和5年度以降に見直しの検討を行う。

#### 3 検証について

#### (1) 乳幼児・児童数の推移の確認(単位:人)

計画書の予測値と実績値の比較

令和4年4月1日現在

	推移					推計		
	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	令和6年
	予測値	実績値	予測値	実績値	予測値	実績値		
O歳	529	494	520	464	511	512	502	491
1歳	590	584	555	521	546	479	537	528
2歳	575	572	596	599	562	530	553	543
3歳	551	551	575	582	597	605	563	553
4歳	642	642	559	561	583	590	605	570
5歳	597	596	648	650	564	575	589	611
6歳	625	628	595	602	646	658	562	587
7歳	637	639	625	625	595	603	646	562
8歳	664	671	637	637	625	634	595	645
9歳	658	663	667	668	640	652	628	597
10 歳	700	697	663	667	672	674	645	633
11 歳	711	716	700	702	663	667	673	645
合計	7, 479	7, 453	7, 340	7, 278	7, 204	7, 179	7, 098	6, 965

※ 計画上の予測値と減少差はあるものの、著しい乖離はなかった。

# (2) 各事業の検証

① 教育・保育(事業番号1~3)について

令和3年度の認定児童数(令和3年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの 実績値に年度途中の認定児童数を加算)が、計画における量の見込みよりも10%以 上の乖離が生じているか確認を行う。

分類		事 業 名	R 2年度利用率	R3年度利用率
教育·保育	1	1号認定 注1	142. 1% (101. 7%)	135. 1% (96. 7%)
	2	2号認定 注2	86. 2% (98. 2%)	86. 7% (98. 9%)
	3	3号認定 (3歳未満保育の必要あり)	94.3%	93. 3%

注1 2号認定教育ニーズ(保護者が就労等で保育の必要があっても幼稚園の入園を希望するもの)を含めたカッコ内数字で検討した。

注2 2号認定教育ニーズを除いたカッコ内数字で検討した。

### 【計画の見直し(修正)について】

事業 $1\sim3$ の利用率(実績値÷量の見込み×100%)から、量の見込みと実績が大幅に乖離している事業はない。⇒計画の修正を行わない。

事業3(3号認定)は実績値の増加がみられる(点検評価書を参照)が、民間小規模保育事業の開設計画に合わせて、令和3年度に本計画の見直しを実施済みである。

# ② 地域子ども・子育て支援事業(事業番号4~14)について

①の結果により計画の見直しは行わないが、地域子ども・子育て支援事業についても利用率による検証を行う。

分類		事 業 名	R 2年度利用率	R3年度利用率
地域子ども 5		時間外保育事業 (延長保育事業)	82.9%	85.6%
	5	放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)	104.9%	104.0%
子育て支援	6	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	8. 2%	8.2%
て支援事業	7	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	97.1%	87.9%

	8	一時預かり事業 (幼稚園・保育園)	80.3%	86.8%
	9	病児保育事業	11.8%	88.2%
	10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	134.3%	254.7%
	11	利用者支援事業 (子育てコンシェルジュ)		_
	12	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	_	_
	13	養育支援訪問事業	_	_
	14	妊婦健康診査		_

# 【主な事業の説明】

· 事業 4 (時間外保育事業)

R3年度利用率が85.6%であるが、保育認定制度(保育標準時間と保育短時間)の導入により、適正な時間の保育を受けられるようになり、各区分を超える時間の保育ニーズが想定より少なかったためと考えられる。

# ・事業6 (子育て短期支援事業)

利用率は低いが、子どもの養育が一時的に困難なった場合の預かり場所については引き続き確保が必要と考える。

・事業7 (地域子育て支援拠点事業)及び事業8 (一時預かり事業) 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け利用者数が減少した。

#### ・事業10 (子育て援助活動支援事業)

利用率は就学児童の量の見込みと実績により算出しているが、利用の中心である 就学前児童を含めた利用率はR2年度71.3%、R3年度106.1%となり、受け入れ 態勢等の問題は生じていない。

また、R3年度の利用率が大幅に増加したのは、習い事の送迎等での頻回利用が 多かったためである。